東京から自殺を減らそう！　―みんなでいのちを大切に「自殺防止！東京キャンペーン」―
3月は東京都の自殺対策強化月間です

インフォメーション INFORMATION ご案内

税

住民税・所得税の申告は3月17日(月)まで

受付時間　午前9時～11時
午後1時～4時
（土・日曜日は除きます）
場　所　町民会館ホール
持ち物　源泉徴収票（給与・年金）・各種支払調書・印鑑・その他必要書類

※この申告は、平成19年1月1日から12月31日までの収入を申告していただくものです。

問合せ
【町・都民税の申告について】
▼税務課　TEL557―7519
【所得税の申告について】
▼青梅税務署　TEL0428（22）3185

所得税の納税は期限内に

確定申告による所得税の納税期限は、3月17日(月)です。お近くの金融機関で期限内に納税してください。

問合せ　青梅税務署　TEL0428（22）3185

お忘れなく バイク・軽自動車・自動車の変更・廃車手続き

軽自動車税・自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。「譲渡した」「住所を変更した」「使用できなくなった」「盗難により持っていない」などの場合は、3月中に変更・廃車手続きを済ませてください。

受　付
【軽四輪自動車】
▼軽自動車検査協会　TEL557―6262
【自動二輪車】
▼八王子自動車検査登録事務所　TEL0426（91）6362
【原動機付自転車・小型特殊車】
▼税務課　TEL557―7519
【自動車】
▼青梅都税事務所　TEL0428（22）1151

「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書」の送付

平成20年1月1日現在の固定資産課税台帳に記載されている事項の課税明細書を4月上旬に郵送しますので、内容をご確認ください。

問合せ　税務課　TEL557―7528

「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧と「固定資産課税台帳」の閲覧

日　程
▼縦覧　4月1日(火)～6月2日(月)
▼閲覧　4月1日(火)～平成21年3月31日(火)
時　間　午前8時30分～午後5時
（土・日曜日、祝日は除きます）
※縦覧期間中は閲覧手数料の取り扱いが異なります。
場　所　税務課資産税係
問合せ　税務課　TEL557―7528

不用品交換

交渉は当事者間で

ゆずります
▶エレクトーン▶折り畳み自転車▶ひな人形（7段飾り）

ゆずってください
▶二中制服（男子・長身細身）▶二小・四小体操着（140cm以上）

問合せ　産業振興課　TEL557―7633

町で初めて強制捜索を実施

町では、町・都民税などを滞納している滞納者に対して、1月に国税徴収法に基づく強制捜索を行い、現金、商品券、高級バッグ、時計、キャラクター人形を差し押さえました。

今後も、税の公平性・納税の信頼性を確保するために捜索を含めた滞納処分を行っていきます。

問合せ　税務課　TEL557―7529

東京都最低賃金のお知らせ

時間額　739円

月給制、日給制、時間給制等すべてに「時間額」が適用されます。

「守ろう！確かめよう！この最低賃金！」

問合せ　東京労働局賃金課
TEL03（3512）1614（直通）

町税等の納め忘れはありませんか

納期を過ぎた町・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料をまだ納めていない方は至急納付してください。

毎週木曜日は、午後8時まで役場の窓口を延長していますので、ご利用ください。

※納付の際は、釣り銭のないようお願いします。

納付には、便利な口座振替をご利用ください。

問合せ　税務課　TEL557―7529

年金

裁定請求書の事前送付を行っています

社会保険庁では、皆様の年金加入記録を基に受給資格の確認を行い、60歳で受給権が発生する方（老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金加入期間が12カ月以上ある方）には60歳に達する3カ月前に、65歳で受給権が発生する方および60歳から64歳の方で既に受給権が発生しているが、未請求である方には65歳に達する3カ月前に裁定請求書をお送りしています。

なお、年金の請求は、誕生日の前日からできますので、裁定請求書と同時に送付される「年金を請求される皆様へ」に記載されている必要書類をご用意の上、お早めに年金の請求を行ってください。

詳しくは、青梅社会保険事務所または年金ダイヤルへお問い合わせください。

問合せ
▼青梅社会保険事務所　TEL0428（30）3413
▼年金ダイヤル　TEL0570―05―1165

お知らせ

第30回さくらまつり ～六道山の集い～

4月6日(日)午前10時から午後3時（雨天中止）に開催されます。イベントの詳細については、後日お知らせします。

※観光協会では、会員を随時募集していますので、興味のある方はお問い合わせください。

問合せ　観光協会（商工会内）　TEL557―3389

鯉のぼりをお譲りください

5月18日(日)、残堀川の完成を祝う行事を行います。その際に、残堀川に鯉のぼりを飾りますので、お子様が成長され、不用になった鯉のぼり（3mくらいまで）をぜひお譲りください。なお、ご協力いただける場合は、お手数ですが、産業振興課までご持参ください。

問合せ　産業振興課　TEL557―7633

都立瑞穂農芸高等学校 公開講座のお知らせ

【子供ふれあい動物教室】
日　程　4～7月の土曜日（全4回）
対　象　都内在住の家族
定　員　10家族
費　用　一家族3000円、別途一人あたり500円の保険料が掛かります。

【楽しい園芸教室】

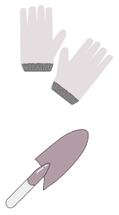

日　程　4～12月の土曜日（全5回）
対　象　都内在住の20歳以上の方
定　員　30人
費　用　9000円

【食品加工教室】
日　程　5～10月の土曜日（全5回）
対　象　都内在住の20歳以上の方
定　員　15人
費　用　3500円

申込み・問合せ
往復はがきに講座名、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入し、3月19日(水)までにお申し込みください。
※いずれの教室も定員を超えた場合は抽選となります。
〒190―1211　瑞穂町石畑2027
瑞穂農芸高等学校公開講座　TEL557―0142

募集

農業体験農園利用者の募集

農業体験農園では、野菜の植え付けから収穫まで一連の農作業を教わりながら、農作業を体験できます。

募集期間　3月3日(月)～14日(金)
利用期間　4月～平成21年1月
場　所　高根地区
利用料　3万円
募集区画数　5区画（1区画約30㎡）
申込み　産業振興課にある申込書をご記入の上、お申し込みください。
※先着順となります。
問合せ　産業振興課　TEL557―7630

消費者講座参加者募集

日　時　3月28日(金)
午後1時30分より
（2時間程度）
場　所　町民会館第3会議室
内　容　子どもたちの食について考えよう―学校給食のありかた―
定　員　先着40名
講　師　羽村・瑞穂地区学校給食組合栄養士
申込み　産業振興課
TEL 557―7633

定年等就農者セミナーの受講生募集

このセミナーは、会社などを退職して就農するUターン就農者や意欲的に農業に取り組もうとする農家女性が対象です。即戦力として営農活動ができるよう野菜や花に関する栽培技術、出荷技術、資材の利用方法、農産加工等について研修を行います。

研修期間　5月～平成21年3月（概ね10回程度）
募集期間　3月3日(月)～31日(月)
費　用　無料
申込み　東京都西多摩農業改良普及センターにある申込書をご記入の上、お申し込みください。
問合せ　東京都西多摩農業改良普及センター
TEL 0428（31）2374

自衛官募集

【一般・音楽・パイロット・看護師・医師等】
応募資格　18歳以上27歳未満の男女

【予備自衛官補】
応募資格
▼一般公募　18歳以上34歳未満の男女
▼技能公募　18歳以上で保有する技能に応じ53～55歳未満の男女
受付期間　通年
問合せ　自衛隊福生募集案内所
TEL 551―4725

おめでとう

第57回関東東海花の展覧会で金賞受賞

2月1日(金)から3日(日)まで池袋のサンシャインシティで花の展覧会が開催され、関東東海地域1都11県の花卉(かき)生産者から切り花や鉢物など20 71点が出品され、次の方がシクラメンを出展し、受賞されました。

【金賞・特別賞】
杉田　隆実さん（長岡）

東京都農業委員・農業者大会で表彰

第49回東京都農業委員・農業者大会が、2月29日(金)に昭島市民会館で行われ、次の方が表彰されました。

【農業後継者顕彰・東京都農業会議会長賞】
杉田　隆実さん（長岡）

【功労者表彰】
小野　隆さん（長岡）

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

【子供塗り絵コンテスト】
実施日　3月1日(土)～16日(日)
対象者　▼幼児の部…6歳未満
▼小学生低学年の部…7歳～9歳
応募方法　受付でお申し込みください。
※申込み時に塗り絵を配布しますので、自宅にて作成後、受付へ提出してください。
※作品提出者全員におもちゃをプレゼント
表　彰　幼児の部、小学生低学年の部それぞれ1位から3位に記念品進呈
発　表　3月20日(木)館内に入賞者および入賞作品を掲示（本人へ別途通知します）

【ひな祭りプレゼント】
羽村連鶴の会、富岡 輝江さん作成の折り紙をプレゼント
実施日　3月2日(日)
対　象　小学生以下の女の子（先着100名）

【レカンフラワー（春の装い）展示】
実施日　3月25日(火)～4月6日(日)

問合せ　フレッシュランド西多摩　TEL 570―2626
ホームページもご覧ください。

【明るい選挙実現のために】

～寄付禁止のルールを守りましょう～

現在、公職にある人に加え、候補者や候補者になろうとしている人が選挙区内の人にお金や物品を贈ること、また、有権者がこれらの人に寄付を求めることは法律で禁止されています。

☆贈らない、求めない、受け取らない☆
政治家の寄付は禁止！有権者が求めることも禁止！

問合せ　選挙管理委員会（総務課内）
TEL 557―0614

平和のパネル展 開催

東京大空襲の内容を伝えるパネルやアンネのバラ関連のパネル、戦時中の関連収蔵品等の展示を行います。
期　間　3月3日(月)～13日(木)
場　所　役場1階ロビー

―アンネのバラとは―
1945年、「アンネの日記」の作者、ユダヤ人少女アンネ・フランクは、強制収用所で15歳の短い生涯を終えました。彼女の無事を祈りながら帰りを待っていた父親に送られた新種のバラは、アンネの願いと平和への祈りを込め「アンネ・フランクの形見」と名づけられました。
町では、一昨年、広島県のホロコースト記念館から苗木を譲り受け、平和祈念碑前や役場玄関横に植樹し、早春から秋にかけて、可憐な黄色い花が咲き、見る方を和ませます。

役場を訪れた際は、平和の願いのこもったバラを、ぜひご覧ください。
平和な世界が続くよう大切に見守りましょう。

問合せ　企画財政課　TEL 557―7468

PARTNER パートナー

「変えてみよう働き方」

―ワーク・ライフ・バランスの考え方―

仕事も家庭も大切にして、男女がともに希望する形で、家庭や地域社会に関わることのできる社会の実現が望まれています。
①誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
②働き方を見直し、仕事の効率が高まることで、時間的な余裕が生まれる。同時に仕事以外の生活が充実し、個人の生活全般の充実につながる（内閣府・仕事と生活の調和に関する専門調査会平成19年7月報告より）。
お父さん、子育てをしてますか。定時または早めの退社に努めましょう。

問合せ　企画財政課　TEL 557―7469

くらしの情報

廃品回収で高額回収

問
引越し前に不用品を処分しようと思い、格安料金と書いてあったチラシの業者に電話をかけ、廃品回収を依頼した。見積もりを取ってから契約のはずが、実際に積んでみないと費用は分からないと、どんどん車に積み込まれ高額料金を請求された。「既に積んでしまった」とすごまれて、やむなく支払ったが、納得できない。

答
悪質な廃品回収業者に対する苦情が、各地の消費生活センターに多数寄せられています。拡声器の呼び掛けやチラシ配布などで、家電製品や家具などの不用品を無料または格安で回収・処分すると宣伝している事業者に廃品回収を依頼したところ、「無料だとうたっていたのに料金を請求された」「思い掛けず高額な料金を請求された」などがその内容です。
家庭の不用品（一般廃棄物）の収集・運搬を消費者から料金を徴収して行うことは、原則として区市町村から許可を受けた事業者しか行うことができません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルの原因になるだけでなく、不法投棄される可能性もありますので注意しましょう。
引越しなどで不用品を処分する時は瑞穂町のルールに従って行いましょう。粗大ゴミの処分方法について分からない場合は、「みずほリサイクルプラザ」TEL 557―7613にご確認ください。万が一、不用品回収業者との間でトラブルになったら、消費生活相談窓口にご相談ください。

相談日　毎週火・金曜日 午前9時～午後4時30分（正午から午後1時までは除きます）
問合せ　消費者生活相談窓口　TEL 557―7633
東京都消費生活総合センター相談課
TEL 03（3235）1155